

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

## 外来診療体制・2月の診療予定

総合診療科	午前 月から金曜日（午前11時までの受付）
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 月から金曜日 午後 月、木、金曜日（初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ）
消化器内科	午前 7日（金）、28日（金）（午前11時までの受付） 午後 7日（金）、13日（木）、28日（金）
呼吸器内科	午前 金曜日（午前11時までの受付） 午後 木曜日
神経内科	午前 14日（金）、28日（金）
総合診療（外科）	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 14日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日（初診は完全予約制） 午後 月、火、水曜日（完全予約制）
産婦人科	午前 3日（月）、4日（火）、18日（火）（午前11時までの受付） 午後 3日（月）、17日（月）
耳鼻咽喉科	午前 4日（火）、5日（水）、12日（水）、13日（木）、18日（火）、19日（水） 午後 26日（水）、27日（木）（午前11時までの受付） 12日（水）、26日（水）
眼科	午前 13日（木）、27日（木）（予約以外の初診受付午前11時まで） 午後 5日（水）、19日（水）、26日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。  
※診療受付時間  
午前…8時00分～11時30分（初診の方は、9時00分～）  
午後…1時00分～2時30分  
予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

## 花田先生から「下肢静脈瘤について その1」

下肢静脈瘤についてご存じでしょうか？

寿司職人や理容師・美容師など立ち仕事の方に多いといわれており、「ふくらはぎ」や「すね」にボコボコと血管が浮き出るのが典型的な症状です。それだけではそれほど日常生活に支障はありませんが、中には難治性のむくみ、皮膚炎・皮膚潰瘍、こむらえり、慢性的な足のたるさの原因となることがあります。また、症状が続いたまま長期間放置されることも多く、QOL（生活の質）を損なう疾患です。当院では、原因不明のむくみや繰り返す蜂窩織炎（ほうかしきえん）、皮膚潰瘍などで総合診療科に紹介されて発見に至るケースが多いです。血管がボコボコしているのみでは治療の適応はありませんが、上記症状があれば治療の適応となります。



つづく

総合診療内科 医師 花田 健斗

### ★★★ 看護職員等募集のお知らせ ★★★

正職員：看護師・管理栄養士・薬剤師／会計年度任用職員：看護師・准看護師・看護助手・臨床工学技士  
各種手当・有給休暇・院内保育所あり  
勤務時間も相談可能（例：1日4時間で週3日など）

問い合わせ先 総看護師長 若林



法テラス

お問い合わせ先  
TEL 050-3383-5563  
法テラス江差法律事務所  
(第174号)

#### 「相続放棄の検討時に気を付けること」

今回は、相続放棄を検討しているときに気を付けるべきことに焦点を当てたいと思います。

相続人が、被相続人の一切の権利義務（借金を含む）を承継することを単純承認といえます。

民法921条には、単純承認をしたものとみなされる一定の事由が規定されています。具体的には、①相続財産の全部または一部を処分したこと、②相続放棄などの選択を熟慮するための期間内に相続放棄などをしなかったこと、③相続放棄などをした後であつても、相続財産の全部もしくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、または悪意でこれを相続財産の目録に記載しなかつたことこの3つの事由です。

①の「処分」とは、裁判例によれば、相続放棄などをする前になされたものに限定されるようです。ここでいう「処分」とは、財産の現状や性質を変える行為のことをいい、被相続人名義の不動産の取り壊しなどが典型的な行為になり得ます。また、被相続人名義の預金口座を解約するような行為も基本的には処分になり得ます。もつとも、「処分」にあたるかどうかにか

関係する裁判所の判断は、行為態様や客体の価値などによってさまざまな場合があります。②の熟慮するための期間とは、従前から述べている自己のために相続の開始があつたことを知ったときから3か月以内のことをいいます。これも事例によりさまざまな判断があり得ますが、基本的には相続の事実を知ってから3か月が選択の締め切りと考えた方が良いでしょう。

③は、相続放棄などをした後に相続財産を隠したりするような背信行為をした場合についての規定です。相続放棄などの後に行われた行為も対象となります。

以上のことからすれば、特に相続放棄を検討する際は、相続財産を勝手に処分するようなどは避けたい方が良いでしょう。基本的には、相続放棄をするのであれば、手をつけずにそのままの状態にしておいた方が良いでしょう。もし、判断に困るようなことがありましたら、早めに弁護士などに相談をすることをおすすめします。

相談のご予約は  
0501338315563  
までお願いします。  
(法テラス江差)

弁護士 樋口 直久

上ノ国町  
地域活動支援センター  
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。  
問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203

